

## 平成26年第4回度会町議会定例会会議録

招集年月日 平成26年12月17日

招集場所 度会町議会議場

開議 平成26年12月17日（午前9時00分）

出席議員	1番 岡村 広彦	2番 舟瀬 勝	3番 登 喜三雄
	4番 濱岡 裕之	5番 牧 幸作	6番 木本タエ子
	7番 八木 淳	8番 芝山 延男	9番 中森 慰
	10番 福井 秀治	11番 中井 利正	12番 中村 忠彦

欠席議員 なし

地方治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 順一	生活環境課長	中西 章
副 町 長	縄手 一郎	産業振興課長	八木 一夫
総 務 課 長	西岡 一義	建 設 課 長	北村 晴紀
総務課防災担当課長	中川美知彦	会計管理者兼出納室長	岡村 哲也
政策調整室長	中井 宏明	教育委員会委員長	掛橋 一夫
税務住民課長	山下 弘文	教育委員会教育長	藤田 心作
福祉保健課長	中井 均	教育委員会事務局長	中西 力

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	西村 肇	書 記	山下 喜市
書 記	中川 知央	書 記	大谷 悦正

### 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

1. 3番 登 喜三雄 議員
2. 10番 福井 秀治 議員
3. 8番 芝山 延男 議員

日程第3 各常任委員長 審査結果報告、質疑

日程第4 討論（議案第54号～議案第69号）

日程第5 採決（議案第54号～議案第69号）

追加日程第1 議員提出議案の上程（発議第8号～発議第10号）

追加日程第2 提出理由の説明（発議第8号～発議第10号）

追加日程第3 質疑（発議第8号～発議第10号）

追加日程第4 討論（発議第8号～発議第10号）

追加日程第5 採決（発議第8号～発議第10号）

日程第6 閉会中の継続審査の申し出について（議会運営委員会）

## 上程議案

議案第54号 平成26年度 度会町一般会計補正予算（第5号）

議案第55号 平成26年度 度会町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第56号 平成26年度 度会町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第57号 平成26年度 度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

議案第58号 平成26年度 度会町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第59号 平成26年度 度会町郡指導主事共同設置事業特別会計補正予算（第2号）

議案第60号 平成26年度 度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第61号 度会町職員給与条例の一部を改正する条例について

議案第62号 町長及び副町長の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第63号 度会町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第64号 度会町住宅新築資金等貸付事業基金条例の一部を改正する条例について

議案第65号 度会町遺児及び母子年金支給条例の一部を改正する条例について

議案第66号 度会町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第67号 度会町水道水源保護条例の一部を改正する条例について

議案第68号 度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議案第69号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度度会町一般会計補正予算（第4号））

## ◎開会の宣告

（9時00分）

○議長（中村 忠彦） ただ今の出席議員は12名で、定足数に達しております。

よって、平成26年第4回度会町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議会日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により、会議を進めたいので、御了承をお願いいたします。

## ◎諸般の報告

日程第1 諸般の報告をいたします。

今期定例会の議事説明員として、教育委員長を追加し、出席通知のありました者の職、氏名を一覧表にして、お手元に配付いたしましたので、御了承をお願いいたします。

## ◎一般質問

日程第2 これより、一般質問を行います。

質問は、通告書どおりに発言を許します。

質問者は質問席で、答弁者は演壇で発言をお願いいたします。

3番 登喜三雄議員。

### 《3番 登喜三雄 議員》

○3番（登喜三雄） 皆さん、おはようございます。登喜三雄でございます。

ただいま議長の許可をいただきまして、教育委員長さん、並び町長さんに質問をさせていただきます。今日は、本当に雪花の散る寒空の中でございます。傍聴も来ていただいております。真面目に一生懸命質問をさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

さて、本日は、ふるさと度会町の心のよりどころとする文化行政2点と、もう一点は、地方自治の基本について、提言を交えながら質問をいたします。

それでは、早速でございますけれども、1点目の質問に入ります。

1、仮称：度会町文化資産の指定に関する条例の制定について（町内文化的資産の体系的な保存と活用）と題して、掛橋教育委員長さんにお答えいただきたいと思っております。

このたびの私の質問に対する答弁を、教育委員長さんに求めたのは、御案内のとおり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正」により、教育委員会の在りようが様変わりいたします。すなわち教育委員長さん制度がなくなり、2枚看板から一人の新教育長制度に移行いたします。

また、町長により「度会町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を定めることとなります。しかし度会町は、現時点では従来体制が維持、適用される期間内にあります。来年には訪れようとする新体制へのメッセージを込めて、本町の文化行政を司る教育委員会を代表しての見解をお尋ねするものでございます。

町内の文化的資産の保存と活用が体系づけられていません。国・県指定の文化財は別次元のものとして、あえて今回の質問の対象外といたします。

さて、町文化財保護条例が指定する、ただ一つの「麻加江のかんこ踊り」、それ

に告示行為をして、その後の展開が見られない「町の木・町の花の指定」、また、町ふるさと歴史館設置条例により管理はされるものの、その収蔵品は「町の歴史、考古、民俗及び生活に関する資料」としての位置づけにとどまっています。

また、これ以外に度会町史に記述されております「未指定文化財」、さらには度会町の観光資源として定着しておる「名勝地・特産物」加えて最近、御活躍いただいています地域資源を守る会活動で掘り起こされた「町民皆さんが誇りとするものの数々」、これらをあまり『文化財保護法』にとらわれることなく、柔軟な度会町独自の視点から体系づけて整理し直し、新たに仮称：度会町文化資産の指定に関する条例を制定し、条例指定という一本筋の通った。また、町民の皆さんの誇りとする地位を明確にすることによって、町内の文化的資産の保存と活用を図るべきだと提言いたします。整理・指定に当たっては、

1、宮川・一之瀬川に代表される河畔林に映える水辺空間の指定を、ぜひとも加えていただきますよう要望いたします。清流日本一の宮川を紡ぎだす度会町に誇る景観資産です。

2、町の木ヒノキを特定し、真のシンボルツリーとして保存する。また、町の花リンドウの群落地を指定し保存する。告示行為にとどまることなく、一步を踏み出す行動に期待いたします。

3、新条例を構想するに当たっては、多様な分野に視野を広げ、保存と活用を目指すことが大切です。

私の思いつくままの視点から、別紙に例示をしてみました。幾つかを参考にさせていただきたいと思います。

いろいろな分野の中で、同一分野で一つ、魚類の中にウシモツゴと表現させていただいております。これは葛原のため池に生息する希少な魚類でございます。

また、景観を取り入れた指定をしていただきたいという願いでございます。これにつきましては、備考欄にも掲げておりますように、別途、景観法がございます。これらも参考にさせていただきたい。さらには、記録のデジタル保存についても、御一考いただきたいと思います。

産業分野におきましては、本町の誇る製茶技術、また林業におきましては、伐採、搬出技術等、これらについても御一考いただきたいと思います。

なお、産業分野につきましては、世界農業遺産制度がございます。国連の食糧農業機関、F A Oが伝統的な農業と農村文化を一体的に認定するものでございます。本年は、岐阜の長良川流域が国内候補地の一つに選ばれております。国内では既に5地域が登録済みでございます。これらも参考にさせていただきたいと思います。

民俗分野におきましては、浅間さん、山の神祭、天王さん、虫送り等々、消えゆく前に指定をし、保存活動に臨んでいただきたいなと思っております。

遺跡・埋蔵物分野におきましては、先ほど来、お話をさせていただいております。ふるさと歴史館は整備をし、今、御活躍をいただいております。中央公民館にも五輪堂さんから発掘されました古瀬戸瓶子、古い瀬戸焼のビンが展示されております。やはり管理の一元化につきましても御一考をいただきたいと思っております。

最後に、書画・骨とう、工芸品、詩歌、音楽分野におきまして、これは私の少し思い入れもあるんですけれども、中央公民館に俳人の桂樟蹊子さんが度会町を吟行されたときの名句が掲げられております。紹介をさせていただきますと、度会は神山・山天高き、私にとりましては名句です。書は中西定雄先生によるものでございます。そのほか句集では、当町議会議員の大先輩であります山中軽衣さんの書、句集「河鹿峡」なるものもございます。

また、度会音頭も一生懸命つくったものなんですけれども、忘れ去れようとしております。等々、これらにつきまして、また、毎年行われております町民文化祭にいろいろな町民の皆さんから作品が提出されておりますが、これらにつきましても、町指定の一つの要素になりうるものと考えます。御一考をいただきたいと思っております。

こういったことで、教育委員会におかれまして、少し時間をかけて検討をしていただきたい。また、検討に値するようと思っておりますが、御見解をお聞かせいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（中村 忠彦）** 掛橋教育委員長。

**○教育委員会委員長（掛橋 一夫）** 登議員さんの御質問にお答えをいたします。

登議員さんから、「度会町文化資産の指定に関する条例」を制定し、文化的資産の体系的な保存と活用を図るべきとの御提言をいただき、教育委員会で検討していただきたいとの質問でございます。

あくまでも、私個人の見解としての答弁であることを御了承願います。

登議員さんの御提言は、文化財保護法が規定する文化財の定義、文化財以外に動植物まで含め、町独自の視点で体系づけ条例指定、保存と活用を図るべきとのことでございます。条例指定をして保存と活用を行うとなれば、条例の中に保存や活用の規定を設けることが必要となってまいります。保存、維持、管理、活用等について、所有権や所有権に基づく財産権、狩猟や漁の権利、維持・管理をする手法、活用方法など検討すべき課題が広範囲に及ぶこととなります。

大変すばらしい御提言ではありますが、私ども教育委員会のみで検討するものではなく、広く町民の皆様の御意見をお聞かせいただきながら、町当局、町議会、教育委員会、地域資源を守る会等の皆様で協力していただいて検討するものだと思慮しております。

現在、教育委員会では、文化財調査委員会において、地元の有志の皆様からの要

望により、一之瀬城趾の地域文化財指定の検討をいただいております。教育委員会としましては、現在、度会町文化財保護条例に基づき、適切に維持管理等が行われておると判断しているものや、早急に維持管理を行わなければならないものと、文化財等の事案から、順次検討を行い、新しく指定を行っていく予定としております。

御質問の趣旨に、十分お答えできていないかも知れませんが、登議員さんにお答えさせていただくものとしております。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 登議員。

○3番（登 喜三雄） 掛橋教育長さん、ありがとうございます。

教育委員会は、今日、私が質問をさせていただきました、文化のことも含め、町政から中立性を確保した機関として、度会町の教育行政をリードしていただくようお願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきます。ありがとうございます。

2点目の質問でございます。町長さんに御質問をさせていただきます。

複合施設、度会町文化・健康づくり・防災ホールの建設について、質問をいたします。

このことは、一つ目のただいまの質問と根っここのところにつながる文化的なものでございます。

演劇、音楽、工芸、絵画、彫刻、書籍等の文化的活動は、町民みなさんの生きがいとし、楽しみとするところです。よき音楽、一幅の絵や書に親しむことが、人々の心の琴線を震わせます。度会町の文化活動の拠点は、中央公民館と町民体育館です。いずれも耐震性を含め、そろそろ機能の更新が求められています。時には、中学校の体育館が利用されますが、これは教育施設として差別化が図られるべきだと思います。

町長さんのもとにも多くの声が寄せられていることと思いますが、短期的な展望を以って、複合施設、「度会町文化・健康づくり・防災ホール」の建設計画の樹立を要請いたします。

文化ホールは言うまでもなく、近隣市町と比較して当然、町民が望む「ないものをねだる」ことに集約されます。芸能発表、講演会、シンポジウム、老人大会、戦没者追悼式等々の開催利用を見ても、莫藪を敷き、パイプいすを並べ、冷暖房のない環境での開催は準備する方を含め、よくぞ今日まで辛抱していただいていたものとむしろ感謝の念でいっぱいです。あわせて、老若男女からは健康づくり施設、いわゆるスポーツジムの施設の整備が要望されています。言うまでもなく高齢者や若者が楽しく健康づくりにいそしむ場は、度会町のみなさんの潜在力を向上させます。さらに知恵を出せば、これに防災機能を持たせた複合ホールとすることもでき

ます。先進事例は全国に数多あります。足元を見つめ、健康で笑顔のたえないまちづくりのために、コア地域へ文化の複合施設のインフラ整備が重要になっています。

なお、やるときは他に例を見ない中山間地域にふさわしい木造平家建て構造とし、ソーラー発電によるランニングコストの低減を図ることが望まれます。町政は継続させなければなりません。均衡を求めながら、今まで辛抱をしてきた分野に光を当てることが重要です。2期終盤における中村町政の将来展望をお聞かせいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） 皆さん、おはようございます。早速ですが、登議員さんの質問にお答えをいたします。

公共施設等のあり方は、管理運営、あるいは老朽対策など、全国的に今、大きな課題となっております。本町におきましても今後、人口が減少することによりまして、公共施設等の利用が変化していくということが予想されます。早急に公共施設の全体を把握しながら、長期的な視野で、更新とか、統廃合、あるいは、長寿命化などの計画を立てまして、財政計画を軽減、あるいは平準化するとともに、公共施設等の最適な配置というのを実現することというのが必要となっております。

こんな状況の中、登議員さんおっしゃいましたとおり、住民の皆さん方の文化活動、あるいは生涯スポーツとしての活動拠点としましては、町民体育館と中央公民館、この二つ、2カ所を主に皆様方が創意と工夫を凝らしながら、先ほど登議員さんの御指摘がございましたが、寒さ熱さにめげずに利活用をいただいている現状でございます。大変つらい思いもしておりますけれども、議員さんのおっしゃる当該複合施設の建設願望というのは、私自身も前にも申し上げましたとおり、十分理解をしております。

町民体育館につきましては、平成17年度に耐震診断を行いまして、18年度に大規模な改修を行って、また中央公民館は引き続き耐震改修を実施しまして、住民の皆さんの活動拠点として整備をして、バリアフリー化も施して、また、地域交流センターや協業センターの活動拠点も、財政負担の軽減のために「まちづくり交付金」を充当して整備をしてまいりました。

しかしながら、住民の皆さんにとっては、これが十分満足な整備ではないかもしれません。

以前から、議員さん方の一般質問や、私が今まで開催をしてきました3回にわたる住民の皆さんとのふれあいトークの中でも、住民の皆さん方から、議員さんのおっしゃる文化会館とか、あるいは図書館、それから健康づくりのジムセンターの建設、総合文化会館のような複合施設の建設要望については、多くの御意見や質問もいただいております。

私自身も前にも申し上げましたとおり必要条件の一つと受けとめております。

先述のとおり、既存の施設をうまく利活用していただき、その反面不便さを感じておられる住民の方々がたくさん見えることも十分承知をいたしております。

ただ、財政上の負担や、あるいは他の諸施策との均衡を保ちながら、慎重に判断していくことが必要であろうと思っております。

“身の丈相応のまちづくり”あるいは、時には、“花火を上げるまちづくり”とのバランスを十分考慮しながら、こういったビッグプロジェクトの課題に取り組んでいかなければならないことは、もう言うまでもございません。

今後、議員さんのおっしゃる短期的な見解という言葉よりも、長期的なビジョンに立ちまして、複合施設は、いずれ建設を進めなければならない時期が来ると確信をいたしております。そのときまでに、「財政の状況」とか、あるいは「住民のニーズ」、あるいは「利用度」、それから「適切な運用」等を勘案して、費用対効果と必要十分条件であるかどうかをしっかりと見きわめながら、検討を今後、加えていきたいと考えています。

今後とも議員さん方や、住民の皆さん方の御理解と御協力をお願いして、住民の皆さん方には、今しばらく御辛抱願えればというのが、現時点の私の考えでございます。

なお、今後は、伊勢志摩地域で形成される伊勢志摩定住自立圏推進協議会におきまして、広域行政の連携とか、また協力関係をお互いに尊重しながら、まずは、「度会町公共施設等総合管理計画」というのを総合的な視野から、速やかに策定をして、その計画に基づいて公共施設の有効利用、あるいは統廃合、適切な改修維持管理、また稼働率の向上等を図っていきたいと考えておりますので、御理解を一つお願いをしたいと思います。

今後とも、この総合文化会館につきましては、夢を実現するために、一日も早く構想の段階におればいなという思いを持ちながら、進めていきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（中村 忠彦）** 登議員。

**○3番（登 喜三雄）** ありがとうございます。思いは根っこのところで同じようでございます。厳しい財政事情の中で、何が不足し、何を次世代に残すのかを見極めるために、調査と計画づくりに投資を惜しまないでいただきたいと思います。この件につきましては、このあと、先輩議員から中村町政の継続についての質問が予定されておるようでございます。過ちのない先見性に期待をいたしまして、最後の質問に移ります。

3点目、町補助金の交付（住所）要件について、質問をいたします。



町長さんにお答えをいただきたいと思えます。

この質問は、住民の声からのものごさいます。事実関係を完全に把握したものでないことをお断りしておきます。

ただ、事実のあるなしにかかわらず、今も町長さんからも広域行政の話がありました。伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンが打ち出され、少し従来の地方自治の定義が曖昧、広範囲になりつつあります。一度、地方自治の基本を確認する意味から質問をさせていただきます。

県外に住所を持つ方に、浄化槽の更新補助金を交付するそうです。通常、住民とは住所を度会町に持つ人です。隣町では、住所を持たない人には交付されないそうですごさいます。このことを私は、if、もし実施されようとするならばとして質問をさせていただきます。

地方自治は、住民の福祉の増進を図ることを基本といたします。地方自治法第1条の2第1項、また同法第10条において、市町村の区域内に住所を有するものは、当該市町村の住民とする。住民はその属する普通地方公共団体の役務、いわゆるサービスの提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分担する義務を負うとしております。

度会町が交付する補助金の住所要件について、解説を求めます。よろしく願います。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） ただいまの登議員さんの質問にお答えします。

おっしゃられることは、町補助金の交付住所要件についてということで質問をいただいております。

関連としまして、生活環境課の事業でございまして、「度会町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」におきましては、生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するために、町が交付する合併処理浄化槽設置整備事業補助金の補助対象、補助金額その他必要事項を定めております。この本要綱におきまして、度会町内の専用住宅、または、店舗併用住宅というのを二つを対象に、単独処理浄化槽や汲み取りの便槽から合併処理浄化槽への転換に補助金を交付しているのが現状でございます。

登議員さんの質問どおり、補助金の申請者の住所要件につきましては、見ていただいたらわかりますが、要綱には定めがございませぬ。あくまで対象というのは、建物を対象にしておりまして、人を対象にしておりませぬ。しかし、本町に住所を有する町内の在住者の方だけでなく、ごくまれに近い事例でございませぬが、町外に住所を有する方が故郷に戻るということを目的として、実家の浄化槽を設置する場合は、その実家の御両親が在住中、または、お亡くなりになって、もし在住をして

いないにかかわらず、実家の建物が存在しておれば、要綱に従った必要な手続を経て補助金の申請が提出されれば、その書類の内容や、現地の調査を行った上で、補助金を交付することになるかと思えます。

このことにつきましては、申請の交付金の決定理由といたしましては、先ほど申し上げましたように故郷志向によって度会町へ、Uターンをしていただく人口を増加させることになりまして、人口減少傾向の当町にとりましては、その地域の活性化にもつながることが1点と。それから、もう一つは、環境保護の見地から、いわゆる汲み取り方式から変わっていくということになっては環境保全の向上につながるということで、この以上の二つを主な理由としまして、公共、公益性の必要ありという見解で考えております。

したがって、今後、本当にごくまれですけれども、そういった事例対応では、そのように措置をしたいと思っております。

また、近隣町村に問い合わせいたしましたけれども、担当課のほうで、本町と同様にやはり住所要件というのは、いずれの町村もございませんという事実でございます。

現時点につきましては、私としましては、行政の裁量によりまして、まれなケースの事例ではありますけれども、要綱の適用を行って、今後補助金の申請者の住所要件が補助金要綱の運用上、支障を来したり、それから交付金の決定が地域住民の皆さん方の不利益が生じるという場合になりましたら、検討を加えていきたいと考えておりますので、どうか、この補助金の議員さんのおっしゃる町補助金の交付の住所ということの要件については、このような回答で、一つ御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

**○議長（中村 忠彦）** 登議員。

**○3番（登 喜三雄）** ありがとうございます。

予算の執行権は、町長さんの専らの権限でございます。しかし、3割自治といわれる度会町にあっても、町民の皆さんはやはり自分たちがおさめた町税は、度会町民に還元してもらうことを建前として考えられております。私もUターン、Iターンを誘導することにつきましては、大賛成でございます。町長さんも補助金の交付要綱のお話を今、解説されましたですけれども、やはり要綱の上には補助金の交付規則がございます。

さらには、私が今、申し上げました地方自治法では、住民の定義が明確にされております。裁量権、町長さんの予算の執行に対する専権事項につきましては、私も異存のないところでございます。

しかし、絶えず基本を考えていただきたいと思えます。絶えず地方自治の基本を

念頭に予算の執行に努めていただきますようお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村 忠彦） 以上で、登喜三雄議員の質問を終わります。

続きまして、10番 福井秀治議員。

#### 《10番 福井 秀治 議員》

○10番（福井 秀治） 10番議員の福井秀治でございます。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、通告させていただいております二つの件につきまして、町長に質問をさせていただきます。

まずは、林道の災害復旧についてでございます。

私たちの林業を取り巻く状況は、大変厳しくなっております。生活様式の変化のもと、木造住宅建築の減少、大量の外国産材の輸入等、それらに伴う木材価格の低迷は長期化し、山の資産価値はどんどん低下してしまい、山離れと申しますか、ほとんどの山主が山へ足を向けなくなってしまいました。

私もそうではありますが、恐らく町長さんも何ヘクタールかの山をお持ちでしょうが、何年も山へ足を運んでいないのではないかと思います。

このように身近であった山に、足は遠のくといった状況となっております。しかし、近年、山林の持つ公益的な価値は、むしろ大きくなってきておるのではないのでしょうか。国際的な次元となります地球温暖化防止としての炭酸ガス吸収効果は、誰もが認めるところであります。

そのほかに水源涵養、洪水防止など、さまざまな効果や機能が謳われ、その重要性は増すばかりであります。その山林が持つ機能をさらに充実していくためにも、健全な樹木を恒常的に成長を管理していかなければなりません。

そのことから、林道の役割は極めて大きく、その整備・補修につきましては、決して疎かにできないものであると思います。

復旧工事を進める上において、当然、地元負担が伴うわけではありますが、その地元において、多くの方々の理解が得られにくい状況となっておりますので、地元負担の壁が大きく立ちだかつてまいります。

先日、議論をされました、林道注連指西線災害復旧工事において、地方債発行での地元負担軽減策は、本当に大きな前進であると思います。今後も、その事業に合ったさまざまな策を講じていただき、軽減に努めていただきたいと願うところでございます。

そして、この先、この件につきましては、さらに厳しい事態が予想されております。最近、協議費を徴収しない区が増えつつあります。大野木、棚橋区以外の区においては、区外の方が所有をされるのは、ほとんど山林であると思います。これはある意味、山の林道整備等の管理代金であると、私は理解いたしております。これ

を徴収しないわけでありますから、当然、林道工事の地元負担金は出せないというような状況になってくるのではないかと推察するわけであります。

また、将来において、台風や集中豪雨のあと、災害が起きていたとしても、その林道の点検さえもされないようなことになるのではないかなと危惧するものであります。

町当局として、また町長として、今後の林道の保全管理について、どのように捉えておられるのか。お聞かせください。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） ただいまの福井議員さんの質問にお答えをしたいと思います。林道の災害復旧についてでございます。

長期間に及びまして、原木丸太の価格低迷、また議員さんのおっしゃったような安価な外国産材の輸入、あるいは国内産材における需要拡大の努力等が非常に、林業を取り巻く環境、厳しい状況のもと、林業の復活する見通しが立たないというのが現状だと思います。

そんな中で、林業に関係する方々の苦悩する声が、私たち行政にも非常に耳が痛いほど聞こえてまいります。「何とかしよう」、「何とかならないか」というような、このような状況では、災害によって被害を生じた場合や、林道の維持管理を通常行っていく場合でも、地元が受益負担することが大変難しいものになっているということは、本当に心が痛む次第でございます。

昨今でございましたが、議員さんのおっしゃるとおり、非常に軽微ではございますが、災害復旧の農林道の受益者負担の見直しにつきまして協議をさせていただきます、遅まきながら、地元の方々の負担が少しでもなくなるような制度を、制定をさせていただきましたところでございます。

今後、議員の皆さん方と相談しながら、この件につきましては、できる限り財政上の可能な範囲で、農林道の改良維持管理につきましては、財政上のバランスを考慮しながら、知恵を絞っていきたいと考えております。

本町の林道は、45路線の大体70kmぐらいの延長がございまして、町域の85%を占める森林面積、森林を支えている重要な林道が基盤施設であるという位置づけをしております。

森林は、木材の生産機能と、それから水源涵養や空気の浄化といった公益的機能の二つの機能、大きな機能を持っております。災害復旧事業や改良事業を実施する場合の受益者の負担を求めることにつきましては、今後、引き続き、皆さん方の御協力と御支援をお願いをしていきたいと思っております。

また、林道の保全は、伐採した木材の搬出利便のためには、必要不可欠でございます。私たちの行政も、地道な努力を継続しながら、いせしま森林組合、あるいは

林業家の方々、それから森林所有者の皆さんの御尽力もいただきながら、保全事業を今後、実施をしてまいりたいと思います。

今一度、森林所有者の皆さん方には、私も山を持っているだろうという御指摘がございました。確かにそうでございます。そういった私も含めまして、森林所有者の皆さんには、まず、林業が復活するために林業の振興面から、大切な林道の保全をしていくたゆまない努力が大事であるということ、大切であるということ、認識をしていただきたいと、改めて認識をしていただきたいと思います。

以下、そういったことを頭に入れまして、取り組みを行っていきたいと思っております。

一つは、議員さんの御指摘のように、各区長さんに、これまでと同様、もっと回数をとりますけれども、区長会を通じまして、それぞれの地域の林道の見回りを続けていくことをお願いしていくこと。

それから、もう一つは、幹線林道、今、度会町では3本ぐらいでございますが、幹線林道につきましては、本年度に企業団体と締結をしました、「災害時見回り協定」を活用しながら、林道の保全を図っていくこと。

それから、もう一つ、いせしま森林組合と協調しながら、「森林の所有者に負担を求めない提案型集約化施業、いわゆる団地化施業」を、林道を使用するという事で林道の保全に努めていきたいと。

それから、今後、国の地方創生事業を注視しながら、舗装とか、脆弱な箇所を改良を行っていくことで、林道の質的な向上を図っていききたいということ。

それから、ソフト面におきましては、今まで以上に森林の大切さというのを、住民の皆さんに、さらに広報をして協力をお願いしていくこと。

こういったことを、今後踏まえて、細かいこととございますが、林道の保全に努めていきたいと思っております。

以上のように、山林の持つ多面的な機能性を中心に、今後、議員の皆さん方の御協力をいただきながら、地元の方々の負担軽減等を講じていく努力、そして、また林道の保全により、材木の搬出のコストが低くなり、林業の復活する時期が少しでも早くなるように林業振興に対する諸施策に取り組んでいきたいと思っておりますので、今後とも、よろしくまた御支援のほどをお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 福井議員。

○10番（福井 秀治） いろいろと御答弁、どうもありがとうございました。

今後の林道の保全管理や、また将来の山林のあり方につきましては、さらに議論を深めていかねばならないと思っております。

続きまして、道の駅構想と町長の三選についてでございます。

町長が、道の駅構想を打ち上げてから、2年が過ぎました。一番最初の場所選定で、地権者への打診の頃、ちょうど私、大野木区の役員をしておりましたので、そのころをよく覚えております。

それから、またその間、そして、その後も慎重に調査、研究、検討を重ねておられ、もちろん現在も取り組んでおられます。議会も段階的に説明を求めたり、複数回の先進地視察も行ってきたところでもあります。

工程表によりますと、最終的に事業実施の意志決定をされるのは、来年の冬、ちょうど今ごろということになっております。その前の6月には町長選挙が行われます。中村町長自らが構想を立てられたわけでありますから、当然、出馬をされると思います。

道の駅の建設につきましては、そもそも度会町の歴史を変えるほどの大きなプロジェクトであると思いますので、選挙を通してその是非を問うべきと考えます。

住民アンケートの実施も工程表に組み込まれておりますが、人数は限られます。選挙となりますと、7,000人以上の有権者がおられます。

そこで、町長自身が道の駅について、町長の考え方を町民にしっかり説明され、民意をくみ取るというか、信を問うという、その姿が望ましいのではないかと思います。中村町長の思いをお聞かせください。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） それでは、福井議員さんの質問にお答えいたします。

道の駅の建設構想は、議員さんのおっしゃるとおり、私が地域の活性化への不可欠な取り組みとして、構想を立てることから、言い出し始めました。

本年度は、調査の研究段階ということで、議員の皆さん方に、逐次、節目節目に御説明を申し上げて協議をいただいて進めております。道の駅建設は、おっしゃるとおり非常に町にとりましてもビッグなプロジェクトでありますし、いろんなハードル、課題があり、構想から計画、それから実施へと容易に進めるわけにはいかないということが、私自身が十分認識をしております。

したがいまして、十分な準備期間をとりまして、慎重に、いつも申し上げるのですが、慎重にかつ斬新的に一步一步進めていくことが必要だと思っております。

平成26年度は、しっかりと基本的な構想を作成することを目標にしております。職員内部で検討会議を繰り返しまして、職員にも道の駅の認識を持っていただくことを考えて、調査研究をそれぞれの関係担当課で今、行っております。

また、平成27年1月には、私が行ってきましたふれあいトークの中でも、たくさん御意見、要望が、先ほどの総合文化会館もそうなんですけども、ないものねだりとか、これはもう住民の皆さん方にとっては当たり前のことだと思いますけども、そんな中での道の駅もたくさん御意見、要望もございましたので、改めて、この先

ほど議員さんがおっしゃいました抽出のアンケートにつきましては1,000人ぐらいの程度を予定しておりますが、非常に少ないというような御指摘もございますが、あくまでこういったパターンで、道の駅構想の住民の皆さん方の民意を少しでも反映するために、今一度、ふれあいトークだけやなくして、道の駅構想の一つのあくまで判断基準として、道の駅のアンケートを1月に実施をさせていただいて、そして参考にしたいと考えております。

また、私の三選への個人的な出馬ということと道の駅構想が、議員さんのおっしゃるように、選挙で是非を問う施策であることに当然含まれますが、私にとりましては、いろいろな山積み課題の一つとして、今後も地域の活性化のための不可欠な取り組みとして、道の駅の議論が継続されていくことが望ましいと思っております。

現時点では、私に残された約6カ月余りの任期を、微力ながら山積する課題に全力投球で取り組んで、一つでも多く解決をしていきたいという考えでおります。

来年6月の選挙を控えまして、議員さんの質問には、心から感謝を申し上げますが、道の駅構想を住民の皆さん方に説明をし、その是非を問うべき案が望ましいともいうアドバイスもいただきましたが、私の考えは、今現時点では、三選の出馬への明確な回答を出せるところまでかたまっておりません。したがって、甚だ恐縮ではございますが、回答が出せる時期には、その時こそ道の駅構想についても、ぜひとも取り上げたいと思っておりますので、来年の6月は議員さん方とともに、私もダブル選挙の年ですので、先述いたしましたとおり、平成26年度は、まず一区切りとして、道の駅構想（案）を取りまとめる年であるとかたく信じながら進めていきたいと。そして、計画へと一歩前進して進めていくかどうかというのは、選挙が済んで、皆さんの審判がなされてからになるかと思っております。

それまでは、基本構想の案を議員の皆さん方に御協力、御支援を得て、議論を尽くしてまいりたいと考えておりますので、どうか、今後ともよろしく願います。

○議長（中村 忠彦） 福井議員。

○10番（福井 秀治） どうもありがとうございました。

このあと、芝山議員からも関連の質問がございます。私は、町長が事業実施の意思決定の際に、やっぱり最高責任者として、その場にいなければ不自然であるというような思いで質問をさせていただきました。御理解を願いたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村 忠彦） 以上で、福井秀治議員の質疑を終わります。

続きまして、8番 芝山延男議員。

#### 《8番 芝山 延男 議員》

○8番（芝山 延男） 8番芝山延男です。

ただいま議長さんより許可を得ましたので、3点ほど質問をさせていただきます。

一番最初、町長の去就についてということで、先ほど福井議員さんからも質問されていまして、また重複質問になってしまいますが、町長さんの先ほどの答弁では三選に向かっているような、ちょっと私なりに理解をしたいのですけども、この時期になりますと、町民の皆さんも町長さんはどうなんだろうと、三選に向けてどういうお気持ちを持っているかということで、私なりに簡単にちょっとここで質問をさせていただきます。重複ですけれども、率直な意見をお聞かせいただきますようお願いいたします。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） 芝山議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

先ほど、福井議員さんより道の駅建設構想に関しまして、将来的な地域活性化のためのまちづくりに関連して、私の三選目への出馬に関する質問がございました。

芝山議員さんにおかれましては、“町長の去就”というタイトルで、ずばり私の三選目への出馬意思の確認の御質問をいただきました。議会議員の皆さん方と同様、先ほど申し上げましたように、来年6月のダブル選挙への任期満了を迎えます。

したがって、それを前提としまして、芝山議員さんに対して、私への三選出馬への御配慮を賜りまして、本当に恐縮をしております。

私の素直な気持ちを述べよということで、先ほど福井議員さんと同じような質問をいただきましたが、重複しますが、現時点で自分の素直な気持ちを述べさせていただきますが、自分の考えというのが、まだまとまっていない状況でございますので、明確な三選出馬への答えをまだ出すところまでは至っておりません。

むしろ、政治というのは生き物で、止まることが許されませんので、私は自分の現在の立場としましては、残された6カ月余りを、今までどおりできる限り全力投球で、山積している課題を一つでも多く解決できるよう頑張る決意しております。

“身の丈相応のまちづくり”より住みやすい心豊かなまちづくり、あるいは、度会町の総合計画によります「ふるさとを生かした清流と緑と笑顔がかがやくまち」を目指して、一步一步着実にまちづくりに取り組んでまいりたいと思っております。

そして、三選出馬への意欲の有無について、私の考えがまとまれば、ある時期が来ましたら、議員の皆さん方や住民の皆さん方へと、私の明確な意思をお示しできるものと確信をしております。

現在では、このような回答で、大変不完全燃焼ではございますけれども、本年を締めくくりをさせていただくことに対しましては、深い御理解と御了承をお願いをしたいと思います。6カ月余りでございますが、今後とも御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（中村 忠彦） 芝山議員。



○8番（芝山 延男） 重複をして質問になりましたけど、ありがとうございました。

2点目について、職員の昇進についてということで、私は以前から女性職員の管理職の方が一人もいないのが、とても不思議でした。同時採用であっても、男女の昇進の差がどこでできてしまったのかという疑問も持っています。度会町も優秀な女性職員もたくさんいると思いますが、管理職に女性をなぜ起用されないのですか。起用されれば、他の職員の目標にもなりやりがいを感じると思います。

また、安倍総理も女性の輝く社会を目指してということで、民間企業にも管理職の、数字こそ示しませんでしたが、何人かを望んでおられるというようなことです。度会町もぜひ女性管理職はなぜできないのか。そここのところをお答えしていただきたいと思います。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） ただいまの芝山議員さんの質問にお答えいたします。

安倍総理が成長戦略の中核と位置づける、全ての女性が輝く社会づくりを目指すという活動の一つの「輝く女性応援会議」というのが、マスコミでも取り上げられまして注目をしております。

当町におきましては、過去の例では、平成14年度、15年度に保健センター長として女性の管理職が在庁をしておりましたというような時期もございました。本年度は、役場庁舎内では一般の行政職が男性40名、女性が19名合わせて職員数は59名おります。そのうちの管理職は、議員さんおっしゃられたように男性ばかりの12人、全職員数では20%を占めているのが、今の現状でございます。

町の職制を概略いたしますと、まず主事から始まりまして、そして主査、係長、課長というふうに、順に昇格をしていきますけれども、係長以上の昇格につきましては、私の裁量権で、職員を総合的に評価して判断をしております。

芝山議員さんの御指摘のとおり、なぜ管理職に登用しないか。管理職への登用というのが、職員のモチベーションが上がるきっかけになる可能性が十分ありますし、ただ、一方で、地方公務員の長期病休者に占める疾病原因の50%以上が精神疾患であって、ここ10年で2割以上の増加をしております。非常にメンタルヘルスの問題が出ております。そういった、また一方では、先進的な自治体におきましては、希望降任制度というのが導入されているところもあるということの状況もございます。

男性の場合でも、女性の場合でも同じことですが、管理職への登用に当たりましては、業務以外のところでございますが、見えない部分でそれぞれの御家族の理解を得ることもまた、職務をスムーズに執行するためには重要な要素となっております。

町の女性職員の管理職への登用の促進につきましては、今年の3月に策定しました度会町男女共同参画基本計画の中でも、目指すべきところとしておりますので、

今後、導入をしていく必要のある人事評価制度というのも視野に入れながら、前向きに検討を重ねていきたいと思いますので、御理解をお願いをしたいと思います。

○議長（中村 忠彦） 芝山議員。

○8番（芝山 延男） 私もここに持ってきたんですけど、男女共同参画計画。これにちゃんと書いてあります、確かに。女性職員の管理職の登用促進ということで、ちゃんとうたってありますけども、これが絵に描いたもちに終わらないように、女性の職員の意欲というか。そういうものを感じ取っていただければなど、そのように思います。

先ほど町長さんは、管理職に起用してもちょっと大変だなというて、諦めるような人もいるとか、女性はそういうプレッシャーに弱いんじゃないかというような、ちょっと受けとめ方をしたんですけども、それは男女とも問わず、確かにプレッシャーはあると思います。いろんな病気になられることもあるかと思いますが、昇進については、ある程度、男女ともに何か昇進のテストみたいなものを導入するというか、そういうことは考えておりませんか。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） ただいまの私の男女平等を中心にした考え方を、ちょっと言わせていただきましたけども、芝山議員さん、先ほどの質問の中で受けとめ方の問題ですけども、私は女性だけが大変ということではないんで、男女ともに大変、いわゆる管理職そのものが大変心労がきつくなっている。住民の皆さんの当然のサービス提供のプレッシャーというのもございますし、また、やって当然というのが、我々の公務員の責任と義務だと思っておりますんで、そんな中で男女ともにとことこの受けとめ方でということで、訂正をしていただきたいと思います。

それを含めて、今言われたテストをしてはどうかということですが、いろいろ水面下では考えておりますけども、現時点では、やはり国のほうが人事評価制度というのを導入ということが出まして、平成の一定の時期には、そういったことに踏み切れというような真意もございますので、そんな中で、当町としての小さな自治体のカラーを出しながら、男女の登用を図っていくということで、あくまで人事評価制度が今、うちも最初の段階でやっておりますけども、これが充実化してくれば、テストというのではなくして、人事評価の中で人事評価をする人、人事評価をされる人の中で、執行部もともになるべく適材適所、カラーを出しながら進めていきたいというのが、今の私の考えでございますので、テストというようなケースは今では考えておりません。

ただ、人を人に対しての評価をするというのは、いつも言いますが慎重にやらないと、得ともすれば考え方によっては、肩入れを一方にしまって、いろんな意味でえこひいきとか、そんな言葉も出てまいりますので、本当に公平にバランスを

とりまして、今後、そういったことを考えて、有能な方、そして、将来そういう住民に対して生活提供ができる可能な人が女性でも見えたら、当然、いつも私が申し上げているように、アクティブな職員を目指して頑張っていて、住民の皆さんのために努めていただきたいというのは変わりませんので、今のような状況で人事評価制度をしっかりとまとめあげますと、うちの自治体のカラーを出すような制度に持っていくようにして、男女平等をもとにした女性の管理というのを、前向きに検討をしていきたいと、このように思っております。

○議長（中村 忠彦） 芝山議員。

○8番（芝山 延男） 一人でも二人でも管理職になれる方がおられたらという期待を持って、2番目の質問を終わらせていただきます。

最後に、中之郷生活改善センターの使用状況についてということで、お尋ねします。

これは、私9月9日の伊勢志摩版に載っていた記事を見て、度会町で地元の主婦の皆さんが鹿肉入りのコロッケの製造販売をオープンするのを知り、商品化までには大変御苦労があったのではないかと思います。

そこで鹿肉が商品化されれば価値も上がり、猟師さんにも喜ばれるという思いを持っています。

また、そこで生活改善センターの中で、工場というような表現で新聞にも載っていましたので、工場でコロッケを製造しているとのことですが、賃貸契約を、これはどのような形でされているのか。町長の考えをお聞かせください。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） ただいまの芝山議員さんの鹿コロッケについての質問だと思います。

中之郷生活改善センターの使用状況でございます。

現在、町内2カ所の生活改善センター、「度会町生活改善センター設置及び管理に関する条例」及び「度会町生活改善センター管理規則」に基づき管理をしております。現在、現在は、「味工房わたらい」というグループからの申請に対しまして、中之郷生活改善センターの一部を条例第10条の規定に基づいて利用許可をいたしております。

議員さんがおっしゃられるように、賃貸契約という形ではなくして、この条例に基づいた使用料というのを徴収するということが本来はなりますんですが、町としては、この取り組みが「地域の公益的団体等が町勢の進展に寄与する事業」という評価をしまして、条例の第13条第1項の規定によって、町が側面支援を行い無料といたしておる状況でございます。

この味工房わたらいという組織でございますが、御承知のように、県で御支援を

いただき、有害駆除による獣肉を活用した6次産業化を目指して、商工会の事業に端を発しまして、以来、グループで試行錯誤を繰り返しながら、3年間努力を積み重ねて、今回やっと法人化まで成長されてきたものでございます。ただ、まだまだ販路の確保など、自立独立をしていく、レベルまでは非常に課題も多くございますので、いましばらくは町としても側面的な支援を継続してまいりたいと考えています。

そして、「味工房わたらい」のグループが6次産業化を目指して独立継続していくというのは、非常に同時に厳しい環境のもと、いろんな課題を乗り越えながら、成長していただくことを望んでおりますので、水面下におきましては、議員さんの言われる使用料や共益費につきましても担当課と検討を重ねて、運営上の面も考慮をしながら、ある一定の結論を導き出す検討をしていきたいと考えております。

したがいまして、今後、芝山議員さんはじめ、議員の皆様方も、どうか今後、このグループを温かく見守っていただきながら、御支援、御協力をいただくということで、町としても、このグループに対しても今、申し上げましたように、いろいろと一定の結論を導きたいと、このように思っておりますので、時期が来ましたら、また、御説明をさせていただきますので、御理解をよろしくお願いをいたします。

○議長（中村 忠彦） 芝山議員。

○8番（芝山 延男） 今、町長さんから条例でいろいろもって説明をされたんですけども、私も例規集。ちょっと余り見たことないんですけど、正直言って。これにじゃどうなんだろうということで、条例をめくってみます。そしたら、個人または営利を目的とする利用については、別表に定める額に消費税に相当する額を加算したということで、10円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てる。それでは、実習、調理実習室は1万円、昼間。夜は1万5,000円がかかると。それで、これを使用する前には、生活改善センターを利用しようとするものは、度会町生活改善センター利用許可書をもって、3日前に提出しなければいけないと。例規集、条例できちんと謳ってあるんです。これはもう営利は目的とする。町長さん、私もそうですけど応援はしたいけども、条例できちんと謳われていることです。

その前に、運営委員会の設置ということで書いてあるんです。町長は生活改善センターの円滑な運営を期するため、度会町生活センター運営委員会を設置することができると謳ってある。その中で、運営委員会、学識経験者とか、町会の代表とか、そういう人らになってもうたらどうかということが書いてあるんですけども、仮に、町長さんが営利を目的とする企業、企業ですよ。そこで、無料で貸すということは町長さんの考え、一人の考えで例規集に条例できちんと謳ってあることに従わずに、無償というか、そういうもので、利用してもらおうというのは、ほかの、仮に町民の方がここを利用したいという申し込みがあったということも、これはち

よっと無理なんじゃないかなと思います。

それと、部屋を貸すだけじゃなしに、光熱費です。これが随分かかってくると思いますけれども、この方たちが使う以前と、使っているときの光熱費というのも随分かかってくると思うんです。条例で謳われているように、きちっと使用料を徴収するのが、これは当然のことじゃないかと思えますけれども、そこを答弁をお願いします。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） 先ほども登議員さんからも御指摘ありましたが、行政というのは、条例に基づいて、基本的原則論を貫き通す道は、私も同じ考え方でございます。

ただ、この場合につきましては、今後そういったことを埋めていきたいと思っておりますけれども、やはり1次産業が低迷をしている中で、政策的に六次産業化ということがございましたけれども、そういった町内の今の味工房わたらいとは限りませんけれど、そういったグループがおれば、法を少しでも超えて裁量の範囲内で、側面支援をしていかなければならないぐらい、今、1次産業というのは、芝山議員さんも御存じのとおり、非常にもう危機に陥っております。

その中で、打開策は何があるんかということで、いろいろ政策的に考えますと、森、林、木という方面から考えますんですけども、やはり森の中からの、森から見詰めますと、やはりこういうのを育成をしていく側面支援をしていくということも、今後、行政には一步を踏みこんだ政策が必要だということを、私はもう持論で持っておりますので、こういった中で、石の上にも三年という言葉がございますが、ちょうどこのグループがそのことが出まして、民主党政権のときでしたが、第6次産業というような、新しい言葉が出てまいりまして、度会町でもそんな言葉を目指して、一つ目標を持って、そういったグループがどういういかなるグループでも出てきて、農林業の振興に一步一步役立ってくればという思いがございましたので、こういった思いを、今のところ、私としてはそういう育成支援を、皆さんと、議員の皆さん方とともに行ってまいりました。ちょうど段階の中期ぐらいだと思います。そういった中で、一つ、来年にも目指して、いよいよこのグループも最初的时候には、町が主催するようなイベントを中心に販売活動、PR活動をしておりましてけれども、やはりまた県の御支援もいただいて、先ほど言いましたような、ある企業にのっかってPRをして広がりまして、今度は、そこでルートをつくって、2次加工の販売というところまでできましたので、食べていただいて、そういう販売の確保が今できつつあるという状態になっております。

したがいまして、もう少しすればひとり立ちをしていただけるのではないかと考えておりますので、そういったことの中で、この年度内につきましては、あえて条

例をちょっと反するんじゃないかという御指摘がごもっともでございますが、やはりこれを超えてまでやらなければならない第1次産業の低迷というのをてんびんにかけますと、私としては、裁量権で議員さん方にも、住民の皆さんにも御理解をいただいて、決して、ここだけを支援していくというんじゃなくして、こういった大きな中での一つの意欲を持った人たちの活動というのは、今後も何らかの形、あるいはどんな形でも、行政から支援をしていきたいという気持ちは変わりませんので、これをやらないと、やはり度会町というのは地域の活性化につながることはないと思います。何かをやろう。何とかしてやろう。何とかしてくれではないと思いますので、何とかしようというようなグループが出たときは、やはりその芽を摘むんじゃなくして、育てていくということも必要かと思えますので、もう非常に、そういった裁量権の範囲でやっておりますので、大変恐縮はしておりますけども、しかるべきいいところの土俵まできておると、このグループを私なりに解釈しておりますので、来年につきましては、議員さんのおっしゃるようなしかるべき、先ほども言いましたけれども、一定の結論を出して、ちゃんとした条例に沿うたような方向に戻しながら、また、側面支援を続けていきたいと思えますので、どうか、条例に反しているという言葉よりも、そういった今の大きな目で1次産業の低迷の、6次産業化を一つでも進めれば、これが起爆剤になって、ほかの方たちも、そういったことをやられる機運が出るんじゃないかということでございますので、何とか御理解をいただきまして、一つ御支援をいましばらくいただきたいと思えますので、よろしく御理解のほどをお願いします。

○議長（中村 忠彦） 芝山議員。

○8番（芝山 延男） どんな設備というか、公共のブランドでも何でも、無料であっても、有料であっても、書面でもって申請をするわけです。いついつ栗山のグラウンドを借りたいとか。書面でもってお願いをして、書面でもって許可するわけです。これは、それはさっきも言ったようにきちっと、そういうこれは書面で交わされていることと思えますけども、これはいつからいつまでというような書面を持って交わされているのか。行政と民間というか。町民との貸したり、借りたりとか。許可を持つ、口頭だけやなしに、書面でもって契約とか、そういう許可を出すのが行政のやり方だと思うんですけども、これはあるかないか。いつからいつまでか、お願いします。

○議長（中村 忠彦） 担当課長。

○産業振興課長（八木 一夫） ただいまの芝山議員さんの改善センターの使用に関する書面での申請の件でございますけども、条例及び規則に基づきまして、書面において申請が出されてございます。

現在、詳細資料を持ち合わせてございませんけども、年度、この年度内というこ

とでの申請が出されておるものと思います。確認は帰りましてさせていただき、回答させていただきたいと思います。書面での申請はなされております。

それから、補足でございますけれども、条例につきましての解釈でございますけれども、条例第13条に、芝山議員さんの営利を目的とする利用という部分の記述につきまして、第2項に書かれてございますけれども、1項の部分には、度会町地域の公益的団体等で町長が第2条に規定する目的のため利用するものと認めたときは無料とすると、この規定がございまして、この中で、公益的団体等という部分の解釈。この部分がこの第6次産業化、この組織という部分での解釈の範囲のところになろうと思います。第1項には、それが載っていますので、決して、条例違反という部分のところではなく、公益的団体と営利目的という部分の解釈のところ。それと大きく言いますと、第2条のところに合わせて町勢の進展に寄与するためという部分が、町長の無料、有料の判断の基準となるところで条例に規定されておりますことを、補足として説明をさせていただきます。

以上です。

**○議長（中村 忠彦）** 芝山議員。

**○8番（芝山 延男）** 私も、この2条のところも読みましたけれども、何を、この2条、度会町の農林家の生活改善を図るためというようなことを書いて、今、産業課長から町長の説明を補足していただきました。

しかしながら、この営利、これはあくまでも営利を目的とした。これは度会町でどこで売っていますの。度会町の鹿を利用していますか。どこから購入されているんですか。いつからいつまでできちっと答弁してください。書面でもってちゃんと答弁してください。私の聞いとる以上のことを答弁したじゃないですか。私は期日を聞いているだけです。条例の説明なんか聞いていないです。議長。私の質問にちゃんと答えてください。

**○議長（中村 忠彦）** 書面で提出されとるという答弁がありましたね。

**○8番（芝山 延男）** いやいや、それはありましたけど、期日はいつからいつまでと。

**○議長（中村 忠彦）** 3月、今年度中という答弁がありました。

**○8番（芝山 延男）** 今年度中、それはちょっと、私の聞いていないことを、町長の答弁も、補足で課長が改めて、補足で説明していただきましたけれども、私はそれ以上に、営利を目的とする利用についてと書いてあるんです。営利を目的。そのところを重視したいというか。それだけなんですけれども。

それと、期日です。日にちは、書面でもってきちっと取り交わして、いつからいつまでですかと、それを聞いとるだけです。多分、覚えていると思います。こういうことは、書面があったら、ありますか。期日をきちっと答えてください。漠然と

した答弁じゃなしに。

○議長（中村 忠彦） 担当課長。

暫時、休憩をいたします。

（10時25分休憩）

（10時35分再開）

○議長（中村 忠彦） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

八木産業課長。

○産業振興課長（八木 一夫） 利用許可申請の関係を確認してまいりました。

味工房わたらいさんから、平成26年5月16日付で申請がございました。平成26年5月20日から平成27年3月31日までの間の申請ということで、許可をいたしております。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 芝山議員。

○8番（芝山 延男） 5月から3月31日までということで、許可をしておるということで了解いたしました。

ただ、私が先ほど課長、八木課長から13条のことで、度会町の地域の公益的団体ということで、町長が第2条に規定する目的のため利用するものと認めるときは無料とすると。これを説明をされたんですけども、公益団体と公益、これはあくまでも自分らの会社の利益を目的とする公益というのは、ちょっと私には解釈がしづらいんですけど、ここの解釈の違いだと。それは納得して終わります。

できたら、これが軌道に乗って、一刻でも早く自分たちの加工場というか、調理場を持てるように、そういうことになるように、私も望んでおります。

以上をもって、私の質問を終わります。

○議長（中村 忠彦） 以上で、芝山延男議員の質問を終わります。

これをもちまして、一般質問は終わります。

暫時、休憩をいたします。

（10時37分休憩）

（10時48分再開）

○議長（中村 忠彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12月9日の定例会本会議におきまして、中村町長より提出議案の提案理由の説明がありましたが、議案第57号の内容に一部訂正事項がありますので、提案者町長より説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 順一） それでは、お許しをいただきましたので、私のほうから、初日の時に議案第57号の議案でございますが、これについての提案理由を一部訂正を



させていただきたいと思っておりますので、御了承をいただきたいと思っております。

議案第57号平成26年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を「決算上生じた剰余金を基金に積み立てるため」と申し上げましたが、正しくは「過年度分の償還収入を基金に積み立てるため」でございますので、この場をお借りしまして訂正をさせていただきますので、御了解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（中村 忠彦） このことにつきまして、質疑ございませんか。  
（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。  
以上で、提案理由訂正の説明を終わります。

### ◎各常任委員長 審査結果報告、質疑

日程第3 各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、各常任委員長より報告を求めます。

予算決算常任委員長 芝山 延男議員。

○予算決算常任委員長（芝山 延男） 報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第54号 平成26年度度会町一般会計補正予算（第5号）、議案第69号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度度会町一般会計補正予算（第4号））、以上2議案について、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審議の結果、原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

以上で、終わります。

○議長（中村 忠彦） ただいまの予算決算常任委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑ございませんか。  
（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。  
予算決算常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。  
続きまして、総務教育常任委員長より報告を求めます。  
総務教育常任委員長 牧 幸作議員。

○総務教育常任委員長（牧 幸作） 報告いたします。

総務教育常任委員会に付託されました、議案第55号 平成26年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第59号 平成26年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計補正予算（第2号）、議案第60号 平成26年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第61号 度会町職員給与条例の一部を改正する条例について、議案第62号 町長及び副町長の給料及び旅費に関する条例の一

部を改正する条例について、議案第63号 度会町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第66号 度会町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第68号 度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、以上8議案について、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審議の結果、いずれの議案も原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（中村 忠彦） ただいまの総務教育常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

総務教育常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、産業福祉常任委員長より報告を求めます。

産業福祉常任委員長 濱岡裕之議員。

○産業福祉常任委員長（濱岡 裕之） 報告いたします。

産業福祉常任委員会に付託されました、議案第56号 平成26年度度会町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第57号 平成26年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）、議案第58号 平成26年度度会町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第64号 度会町住宅新築資金等貸付事業基金条例の一部を改正する条例について、議案第65号 度会町遺児及び母子年金支給条例の一部を改正する条例について、議案第67号 度会町水道水源保護条例の一部を改正する条例について、以上6議案について、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め慎重審議の結果、いずれの議案も原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（中村 忠彦） ただいまの産業福祉常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

産業福祉常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

よって各常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

各常任委員長報告は、お手元に配付いたしました委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

これで常任委員長報告を終わります。

**◎討論（議案第54号～議案第69号）**

日程第4 これより討論を行います。

お手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第54号から議案第69号についてを議題とし、討論を行います。各議案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、議案第54号から議案第69号までの討論を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

**○議長（中村 忠彦）** 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

**◎採決（議案第54号～議案第69号）**

日程第5 これよりお手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第54号から議案第69号についてを採決いたします。

議案第54号 平成26年度度会町一般会計補正予算（第5号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

**○議長（中村 忠彦）** 賛成全員であります。

よって議案第54号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第55号 平成26年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

**○議長（中村 忠彦）** 賛成全員であります。

よって議案第55号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第56号 平成26年度度会町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

**○議長（中村 忠彦）** 賛成全員であります。

よって議案第56号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第57号 平成26年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

**○議長（中村 忠彦）** 賛成全員であります。

よって議案第57号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第58号 平成26年度度会町介護保険特別会計補正予算（第3号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第58号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第59号 平成26年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計補正予算(第2号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第59号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第60号 平成26年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第60号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第61号 度会町職員給与条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第61号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第62号 町長及び副町長の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第62号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第63号 度会町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第63号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第64号 度会町住宅新築資金等貸付事業基金条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第64号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第65号 度会町遺児及び母子年金支給条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第65号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第66号 度会町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第66号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第67号 度会町水道水源保護条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第67号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第68号 度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第68号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第69号専決処分の承認を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第69号は原案どおり可決されました。

以上、議案第54号から議案第69号の16議案は全て原案どおり可決されました。

暫時、休憩をいたします。

(11時00分休憩)

(11時03分再開)

○議長(中村 忠彦) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

### ◎議員提出議案の上程(発議第8号～発議第10号)

追加日程第1 お諮りをいたします。

本日、議員提出されました発議第8号 専決処分事項の指定について、発議第9号 専決処分事項の指定について、発議第10号 専決処分事項の指定についてを日程に追加し、追加日程として議題にいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 異議なしと認めます。

よって、発議第8号発議第9号及び発議第10号、発議3件を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

◎提出理由の説明(発議第8号～発議第10号)

追加日程第2 発議第8号、発議第9号及び発議第10号を、議題といたします。

それでは、提出議員より提出理由の説明を求めます。

4番 濱岡裕之議員。

○4番(濱岡 裕之) 発議第8号

専決処分事項の指定について

地方自治法第180条第1項の規定により町長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

平成26年12月17日提出

提出者 度会町議会議員 濱岡裕之

賛成者 度会町議会議員 登喜三雄

賛成者 度会町議会議員 舟瀬勝

賛成者 度会町議会議員 八木淳

賛成者 度会町議会議員 芝山延男

賛成者 度会町議会議員 中森慰

記

町議会の議決を経て締結した次の工事請負契約について、その定める割合の範囲内において変更契約を行うこと。

1、平成26年度東部簡易水道統合整備事業棚橋浄水場新設工事、契約金額の10%以内の変更。

提案理由

町議会の議決を経て契約を締結した平成26年度東部簡易水道統合整備事業棚橋浄水場新設工事について、その事業の円滑な推進を図るため、地方自治法第180条第1項の規定により、町長の専決処分事項としての指定議決を求めるものである。

続きまして、発議第9号

専決処分事項の指定について

地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

平成26年12月17日提出

提出者 度会町議会議員 濱岡裕之

賛成者 度会町議会議員 登喜三雄

賛成者 度会町議会議員 舟瀬勝

賛成者 度会町議会議員 八木淳

賛成者 度会町議会議員 芝山延男

賛成者 度会町議会議員 中森慰

記

町議会の議決を経て締結した次の工事請負契約について、その定める割合の範囲内において変更契約を行うこと。

1、平成26年度東部簡易水道統合整備事業棚橋浄水場膜ろ過装置設置工事

契約金額の5%以内の変更

提案理由

町議会の議決を経て契約を締結した、平成26年度東部簡易水道統合整備事業棚橋浄水場膜ろ過装置設置工事について、その事業の円滑な推進を図るため、地方自治法第180条第1項の規定により、町長の専決処分事項としての指定議決を求めるものである。

続きまして、発議第10号

専決処分事項の指定について

地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

平成26年12月17日提出

提出者 度会町議会議員 濱岡裕之

賛成者 度会町議会議員 登喜三雄

賛成者 度会町議会議員 舟瀬勝

賛成者 度会町議会議員 八木淳

賛成者 度会町議会議員 芝山延男

賛成者 度会町議会議員 中森慰

記

町議会の議決を経て締結した次の工事請負契約について、その定める割合の範囲内において変更契約を行うこと。

1、平成26年度東部簡易水道統合整備事業棚橋水源地電気計装設備工事

契約金額の5%以内の変更

提案理由

町議会の議決を経て契約を締結した、平成26年度東部簡易水道統合整備事業棚橋水源地電気計装設備工事について、その事業の円滑な推進を図るため、地方自治法第180条第1項の規定により、町長の専決処分事項としての指定議決を求めるもの

である。

以上です。

○議長（中村 忠彦） 以上で、提出理由の説明は終わりました。

◎質疑（発議第8号～発議第10号）

追加日程第3 これより、お手元に配付いたしました発議第8号、発議第9号及び発議第10号の発議3件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

発議第8号、発議第9号及び発議第10号の発議3件に対する質疑を打ち切ります。

◎討論（発議第8号～発議第10号）

追加日程第4 これより討論を行います。

発議第8号 専決処分事項の指定についてに対し、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 討論なしと認めます。

発議第8号に対する討論を打ち切ります。

続きまして、発議第9号 専決処分事項の指定についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 討論なしと認めます。

発議第9号に対する討論を打ち切ります。

続きまして、発議第10号 専決処分事項の指定についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。



ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 討論なしと認めます。

発議第10号に対する討論を打ち切ります。

これで、討論を終わります。

◎採決(発議第8号～発議第10号)

追加日程第5 これより発議第8号から発議第10号までの発議3件について、採決を行います。

発議第8号 専決処分事項の指定についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって発議第8号については原案どおり可決されました。

続きまして、発議第9号 専決処分事項の指定についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって発議第9号については原案どおり可決されました。

続きまして、発議第10号 専決処分事項の指定についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって発議第10号については原案どおり可決されました。

以上、発議第8号から発議第10号までの発議3件につきましては、全て原案どおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申し出について(議会運営委員会)

日程第6 閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

議会運営委員会委員長より、議会運営委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

#### ◎閉会の宣告

これをもちまして、今期定例会に提出されました議案の審議は全て終了いたしましたので、平成26年第4回度会町議会定例会を閉会いたします。

(11時13分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

度会町議会議長

度会町議会議員

度会町議会議員